

令和6年度第2回
八幡市男女共同参画プラン懇話会
－議 事 要 旨－

日時	： 令和6年11月11日（月）	午後1時～午後3時
場所	： 八幡市本庁3階会議室3－3	
出席委員	： 中山委員（会長）、八頭司委員、田野委員、西川委員、松田委員、 山下委員、嶋本委員、家村委員、本郷委員、西村委員	

1. 開会

2. 議題

（1）男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査について

会長

連番の設問については、問 20-1、問 20-2 のように作成するようにしましょう。

事務局

問 22 については、身体的暴力、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力の4つに分けておたずねしています。

会長

前回のように具体例だけで答えるのがよいのか、法律上分かれているものに沿って各論が書かれているほうがよいのかということです。

委員

具体例だけであるよりも今の方が、自分の意識の中で答えやすいかなと思います。

会長

スペースの関係もあるのですが、かつこの中の具体例をほかに思いついたら、もう少し加えてもよいのではないのでしょうか。たとえば経済的暴力で、お金の管理が厳しいとかもう少し加えたほうがよりリアルなら、具体例をもう少し入れてもよいかなと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

アンケート調査票を手にとった人が、枚数が多いと引いてしまうのではないか、ということがあり、できるだけ枚数を減らしたいというのが根底にあります。

会長

あちらを立てれば、こちらが立たずということですね。DVの問題は今年、法改正される際に基礎委員会での議論が上に上がっていくたびにやせ細って、結果として依然やせ細ったDV法にとどまっているという経緯があります。京都女子大の手嶋先生が基礎委員会に入っていて、最初は色々出したそうですが、最終的には現行のものとなり、がっかりされていました。色々追加してもよいかもしれません。

事務局

かっこ書きの具体例の部分をもう少し増やしたいと思います。

委員

「心理的暴力」だけ記載が多いため、他の項目とバランスをとった方がよいと思います。

委員

多様な性に関する部分で、選択肢でLGBTになっており、Qが抜けているので入れた方がよいのではないのでしょうか。

事務局

変更いたします。問26について設問を追加しました。事業者アンケートに準じた設問を追加することによって、事業所と市民の認知度の違いがみられるとよいと思い、追加しました。

委員

「⑤LGBT理解増進法」もさきほど話があったように統一するということですね。

事務局

ほかの設問や選択肢も含めて最終的にどう統一するか調整いたします。

会長

女性活躍推進法は時限立法でもうすぐ期限が切れてしまうのではなかったでしょうか。確認をお願いいたします。特に企業のほうでは深く絡んできます。

委員

問 25 の選択肢「6. 相談場所がないこと」というのはどういうことなのでしょう。場所というのは建物のことなのでしょう。相談先としては人権相談等があると思います。

事務局

公的な機関としての立場で言うと、性的マイノリティの問題について女性のことは人権交流センターで専門相談を行っていますが、八幡市では L G B T Q 等の専門窓口は設けていません。近隣の南部 7 市でも半分程度です。公的機関として相談する場所も人もいない、ということはこの選択肢の意味合いに含めています。

委員

相談するところがない、というのは当事者にとっては困ることですね。

会長

「相談できない・相談場所がない」と並列して書くなどでしょうか。

委員

法務局の人権相談が何でも受け入れるとすれば、「ない」という言葉は変えた方がよいのではないのでしょうか。

事務局

女性として相談される方には対応しますが、男性相談の窓口はありません。枚方市、宇治市、京田辺市は男性相談をやっていますし、枚方市は L G B T Q 等だけの窓口も設けており、年間数件だけですが、対応されているようです。

委員

相談する側からですと、特化したものがあったら分かりやすいと思います。「相談する場所がわからない」という書き方がよいのではないのでしょうか。

事務局

「相談場所がわからない・相談先がない」、「相談場所がわからない・相談先がわからない」などはどうでしょうか。

会長

相談する場所があるかないかわからないも含めて、「相談場所がわからない」などでしょうか。

会長

問 26 の「⑥ リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」は、「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」が正式名称であり、10 ページの用語解説も含めて、性と生殖の両方を入れたほうが正しいです。

事務局

そのように修正いたします。

問 28 の防災・災害復興対策の設問については、質問の流れが分断されないように、前回では後ろの方にあったものを前に移動しています。

会長

防災と男女共同参画・ジェンダーという発想は非常に乏しく、東日本大震災を経てようやく少し意識が出てきたところです。京都府の中では長岡京市が力を入れており、全国的にもベストに入りますが、他の自治体は全然です。避難所の悲惨な状況をみても、防災と男女共同参画・ジェンダーの問題は、もっと力を入れるべきだと思います。

事務局

防災については、以前のようにタイトルをつけて強調します。場所としては、「多様な性についておたずねします」「防災についておたずねします」「男女共同参画全般についておたずねします」の順番といたします。

前にもどりますが、性別を聞く設問について以前は男性、女性だけでしたが、「3. そのほか」「4. 回答しない」を追加しました。

委員

「※「そのほか」には「どちらでもない」や「わからない」などを含みます。」と注釈がありますが、男女のいずれかの集計からは外れるなかで、選択肢で「そのほか」と「回答しない」を分ける必要はあるのでしょうか。

会長

男だと性自認している、女だと性自認している、そうじゃないと思っている人たちがどのような回答をされるかという設問であり、世界の7%、8%、本当はもっと多いとされている人たちの声を拾い上げることだと思います。回答したくないという声も拾いあげるうえで、「そのほか」と「回答しない」を分ける意味はあると思います。

委員

「そのほか」と「回答しない」と回答した人たちに対する施策の反映というのはできると

ということですか。

事務局

実際の回答では数%であることが多いため、それが施策にダイレクトに反映できるかという難しい面もありますが、少なくとも施策の参考資料にはなると思います。

会長

アンケートを通じて、「世の中はこうなっているんだ」と感じてもらうことも大事です。全体として市民アンケート調査の中で、気づいたことなどはありますか。

委員

問 22 のDVに該当する行為は一般的なもののだけでなく、イレギュラーなものも入れてほしいと思います。例えば「節約を強要される」などもDVの1つであると分かるような例示もあった方がよいのではないのでしょうか。

会長

意識啓発としては非常に大事ですが、何をどこまで記載するかが難しいですね。具体的例については国でも出していましたよね。

事務局

内閣府のホームページだと、6つの項目に分けていて、設問の4つ以外に社会的隔離と子どもを使った暴力についても明記されています。具体例を入れて、6つの項目の設問にする形で検討したいと思います。

委員

アンケートの宛名人以外の方が答える場合があるのではないのでしょうか。

事務局

表紙に「このアンケート調査の回答は、ご本人による記入が困難な場合を除き、封筒のあて名ご本人にお願いします。」と書いてあります。下線を引いたり、太字にするなどの対応をしたいと思います。

委員

文言を修正した調査票は、配布前に一度委員の方に見てもらうことは可能ですか。

事務局

会議は開きませんが、最終的にアンケートを送る前に委員の皆様に修正したものを送付して意見をいただきたいと思います。

会長

最終チェックは長の責任でわたしが行いますが、それまでにご意見をいただければと思います。

委員

問5で、配偶者とパートナーについて、パートナーとの離別・死別など、選択肢の4つ以外にもパターンがありうると思います。

事務局

他自治体では配偶者・パートナーを並列にする場合も多いです。

会長

配偶者・パートナーの記載については、理屈が整うようにしましょう。

委員

配布年齢は何歳以上ですか。

事務局

16歳以上です。

委員

16歳としているのは何か理由があるのでしょうか。成人は18歳からなので、その方がすっきりするのではないのでしょうか。

委員

前回と比較するのであれば、対象年齢を変えると、整合性がとれないようになるのではないのでしょうか。今回は中間評価であるため、対象者を前回調査から変える場合にはそれなりの理屈が必要になります。

事務局

前回同様、16歳以上ということにします。

(事業所アンケートについて)

事務局

問5について、前回調査ではセクハラ、マタハラ、パワハラと分けていましたが、様々なハラスメントが出てきているなかで、ハラスメントとして1つにまとめるほうが分かりやすく時代にあっていると考えました。

会長

育休取得については、男性従業員がハラスメントにあう場合もありえますが、ハラスメントとして1つにしてしまうと、設問がすこしばやけるのではないのでしょうか。

委員

女性が働きやすい優秀企業として表彰された中小企業もあります。一緒にしてしまうのはどうなのでしょう。

会長

10年ぐらい前からえるぼしマークやくるみんマークが制度としてありますが、八幡市で中小企業が多いのであれば、実態として妊娠出産の項目を入れる方がより良いと思います。

事務局

ハラスメントの部分は旧アンケートのセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメントのままにさせていただきます。マタハラについては、マタニティハラスメント・パタニティハラスメントと併記します。

委員

妊婦について、定期的な健診を認めるかなどを聞いたことがあります。認められているかどうか、選択肢に加えてはいかがでしょうか。

委員

会社が補助として認めるかどうかということですか。

委員

健診に行くから休みます、と言ったらその日はだめ、と言われることがあるのかもしれませんが。市内に中小企業が多いということであれば、妊婦の方や人の大切さについてどう思っているのかが分かるような設問があれば、気づきも含めてよいのではないのでしょうか。

委員

企業の中でも誰が回答するかによって分かれるのではないかと思います。女性社員が回答を担当するのであれば回答する可能性はありますが、率としては反映されにくいのではないのでしょうか。正確に回答しない可能性もあります。

会長

ご指摘にあった健診等の問題など妊娠・出産過程に対応した企業の対応については、どの問で把握できますか。

事務局

問としては、マタニティハラスメント・パタニティハラスメントに関する設問になるかと思いますが、その選択肢のなかでの記載を検討します。

会長

妊娠している女性を職場として正當に扱っているかどうかを尋ねる文言となるかと思うのですが、これは宿題としましょう。

事務局

問 13 と問 14 を追加し、問 16 では前回あった女性差別撤廃条約、男女雇用機会均等法を外し、④女性活躍推進法、⑤L G B T理解増進法、⑥アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を新たに入れました。

会長

国連の委員会がついこの間、日本にダメ出ししたのが、選択的夫婦別姓や選択議定書の批准の問題でした。10 年以上、4 回目の勧告です。女性差別撤廃条約を批准しても、国内法整備ができていないと、絵に描いた餅でしかなく、そのことについて国連に注意されたわけです。そのようなことについて意識啓発することもある必要かと思います。

事務局

女性差別撤廃条約は残し、選択議定書の批准について新たに入れたいと思います。

委員

認知度をたずねる項目は、市民アンケートと企業アンケートで異なっているのはよいのでしょうか。

会長

市民アンケートのほうにある「パートナーシップ宣誓制度」は企業アンケートのほうでも必要ではないでしょうか。「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」は市民アンケートだけでもよいかもしれません。

事務局

市民アンケートと事業所アンケートで基本的に設問を同じような形にします。女性差別撤廃条約、選択議定書を市民・事業所両方に入れて、事業所にパートナーシップ宣誓制度を入れていきます。

委員

事業所アンケートの表紙に「回答は無記名で、統計的に処理いたしますので、個人が特定されるなど、ご回答された方にご迷惑をおかけすることはございません。」とありますが、「個人」ではなく「事業所」ではないでしょうか。

委員

事業所の問 13 でダイバーシティの中に、女性、外国人、高齢者、障がいのある人とあって、女性のほか、外国人についてだけ問 15 で尋ねていることがひっかりました。外国人についても意思疎通ではなく、職場になじめるための工夫や生活上の困りごとへの相談等、人権への配慮等を尋ねるほうがよいのではないのでしょうか。

委員

障害者の法定雇用率が定められていますので、何らかの問で達成状況などを聞くのがよいのではないのでしょうか。

委員

障害者の採用や働きやすい環境づくりについてたずねる設問とするのはどうでしょうか。

委員

雇用の人数によっては法定雇用率の義務がない事業所もあるのではないのでしょうか。

委員

従業員の人数など設問に限定をかけた方がよいかもしれません。

事務局

法定雇用の義務がない事業所で雇用している場合もあるかもしれないので、設問を工

夫します。そのほかいかがでしょうか。

会長

メールアドレスもアンケートの表紙に載せるとよいと思います。

委員

次の会議ではアンケート結果・分析の議論になると思いますが、その次の予定はどのようなのでしょうか。アンケート結果をもとに施策、目標数値の設定、事業等について考えていく必要がありますよね。

事務局

次の懇話会は来年5月ぐらいに予定しています。次の計画の素案についてもそのときに諮りたいと思います。アンケートは来年の1月から2月にかけて郵送する予定で、3月中くらいまでに調査結果をまとめます。前回は市民にも結果内容を公表しています。本日意見が出たことを反映した質問票は、できるだけ早急にみなさんに送ります。ご確認いただき、何かありましたら、送付の際に記入する期日までに、事務局あてにご連絡ください。

(2) 市民ワークショップについて

事務局

前回、ワークショップを行っています。今回、同様に行うかどうかについても、ご意見をいただければと思います。前回は令和2年2月下旬の土曜日に行いました。呼びかけは八幡市広報、公式ホームページ、公共施設でのチラシ配布を通じて行い、定員30人としていましたが、実際の参加者はほとんどが関係団体からの出席で、10人の参加でした。ワークショップとなると、なかなか集まりません。

委員

通常はやるべきであるとは思いますが、特定の団体の特定の方だけが集まるとなると厳しいと、個人的には思います。

会長

前回は同僚の上田信行さんというワークショップのプロと教え子がBGMをかけながら、ロールの巻紙を書きながら、という無理のない楽しいワークショップを行いまして、参加者の方は楽しく参加されていました。ワークショップのファシリテーターに大きく左右されると思います。現在、在籍している京都女子大学のジェンダー教育研究所では、防災の講座

をやっていますが、最終日のワークショップがとてもよいものでした。青森の防災ワークショップのプロの方が講師となり、簡易ベッドやトイレをつくるなどもしました。ワークショップでは目的をはっきりさせ、何をして、参加者をどう動かすかというところが大事です。

委員

先生のところの学生に参加いただくとか、阪南大学や協定を結んでいる摂南大学などに呼びかけるのもありかもしれません。後ほど事務局と先生とで少し相談するのはどうでしょうか。

委員

前は市民の参加者は0人だったのでしょうか。

事務局

全員市民のかたでしたが、啓発講座なども含めて女性団体の協力がないとなかなか集まりません。

会長

高校生が来てくれるとおもしろいと思います。

事務局

八幡高校にボランティア部がありますので、声かけをさせていただきます。

以上